

第7次八戸市行財政改革大綱（案）及び同大綱アクションプログラム（案）に対する意見募集の結果について

実施期間：令和元年12月2日（月）から令和2年1月7日（火）まで（37日間）

件数：1件（下記のとおり）

御意見の内容	市の対応方針
<p>第7次八戸市行財政改革大綱アクションプログラム（案）の「No. 22002：マイナンバーカードの有効活用」について、コンビニ交付で取得できる証明書に課税証明書も加えてください。私の地元の自治体（宮城県仙台市）は課税証明書をマイナンバーカードによるコンビニ交付で取得できます。時々手続きで課税証明書を取得する機会があるので、マイナンバーカードによるコンビニ交付が可能だと助かります。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>市では、マイナンバー法に基づき、手続きの際にマイナンバーを申請書等に記入することで、これまで提出する必要があった課税証明書（市・県民税課税（所得）証明書）などの書類を省略することができるよう手続きの簡素化を進めており、ご自身で証明書を取得する機会は今後ますます減少していくものと見込まれることから、コンビニでの課税証明書の発行については、その必要性を見極めつつ、いただいた意見の内容を関係部署と共有し、「No. 22002：マイナンバーカードの有効活用」の取組において検討して参ります。</p>